

空き家・空き地活用を応援する 不動産事業者を追加募集

神戸市内の事業者限定

令和4年8月18日 **WEB申込**受付開始

すまいるネットでは、「空き家等活用相談窓口」を設けており、相談の中で空き家・空き地の解決方法等の提案に積極的に取り組む意思のある支援事業者（不動産事業者）を追加募集しますので、ぜひご応募ください。

【積極的に対応頂きたい地区】

長田区・垂水区・兵庫区・北区・須磨区 ※相談が多い地区の為

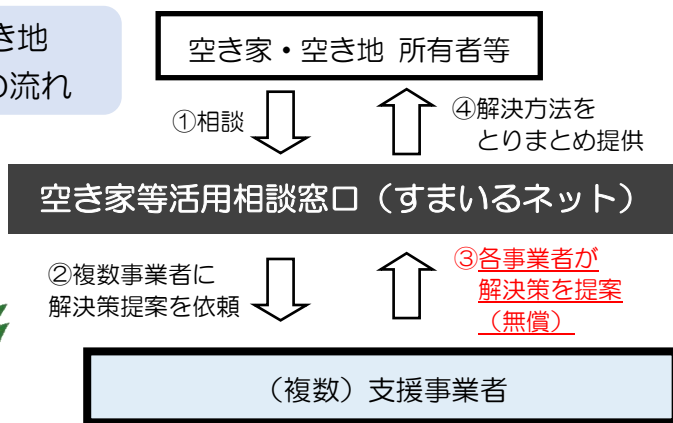
【支援事業者の主な条件】

- ・神戸市で行う空き家・空き地活用等支援に関する取組み趣旨を十分に理解し、積極的に参画する意思があること
- ・(一社)兵庫県宅地建物取引業協会または(公社)全日本不動産協会兵庫県本部の会員であること
- ・神戸市内の事業者であること
- ・**開業から2年以上**であること ※添付：業者免許証写し
- ・**業務経験5年以上の宅地建物取引士を有すること** ※添付：宅地建物取引士証写し（裏表面）
- ・空き家・空き地活用等について総合的に対応できること
- ・すまいるネットや関係行政機関、所属団体に苦情相談が寄せられていないこと

【支援事業者の主な役割】

「空き家等活用相談窓口」における空き家・空き地所有者からの活用相談に対して、**解決方法（買取や媒介、賃貸など）の提案等の協力**をしていただきます。（無償）

(参考) 空き家・空き地
活用相談の流れ



● 寄せられるご相談例 ●

- ・未接道の空き地。不動産会社に、取り扱えないと言われてしまった。
- ・前面道路と高低差がある空き家
長年売却ができない。なんとかならないか？



「すまいるネット」とは？

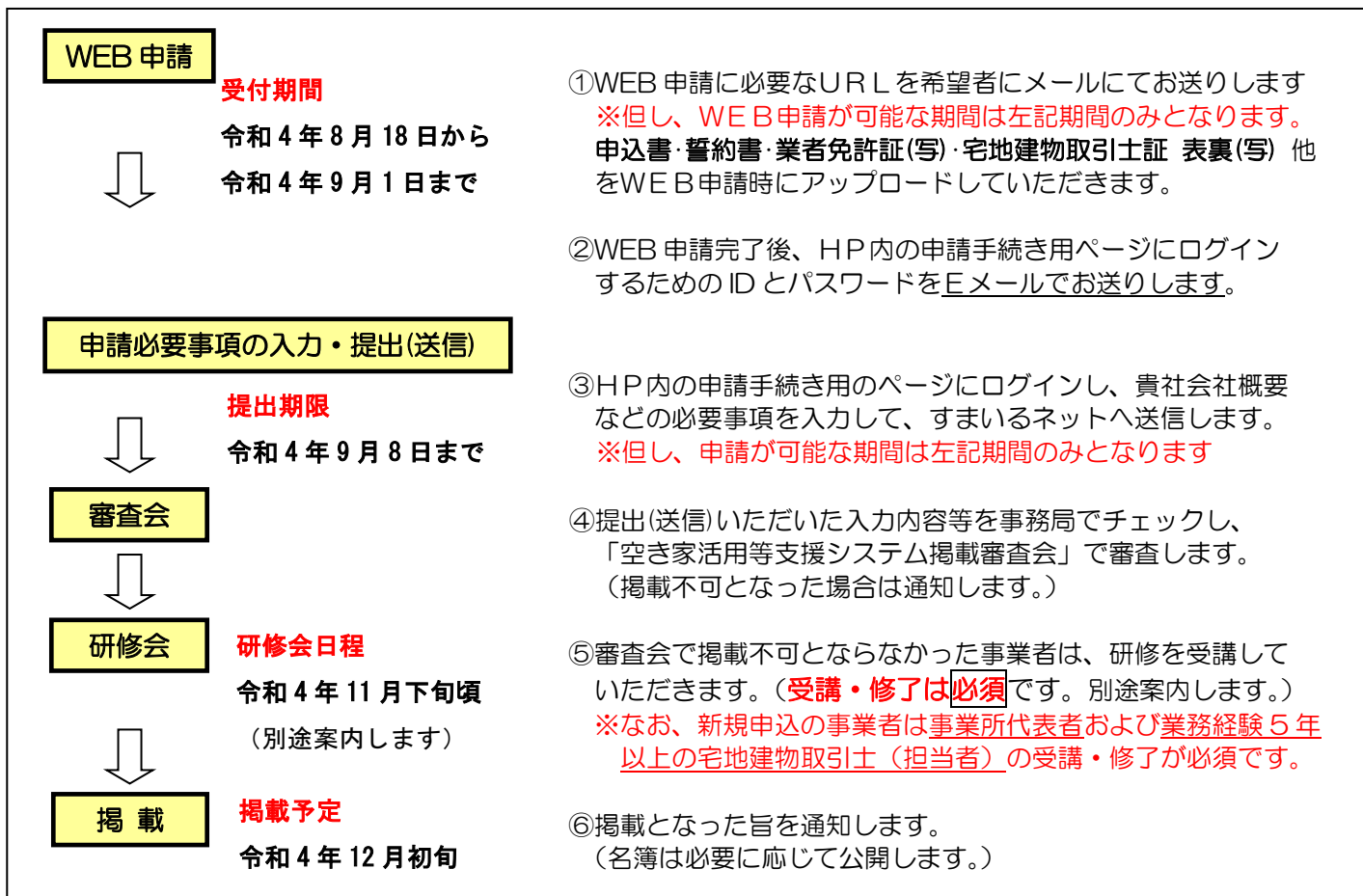
神戸市からの委託を受け、一般財団法人 神戸住環境整備公社が運営する「神戸市のすまいの総合窓口」です。すまいの相談・情報提供・普及啓発や、神戸市のすまいに関する補助事業の受付窓口など様々な業務を行っています。空き家・空き地対策としては、所有者からの相談を受ける「空き等活用相談窓口」を設け、専門事業者等との連携により、空き家・空き地の課題を解決に導き、市場に流通させるための支援に取り組んでいます。



すまいるネット

※申込・お問合せ先は裏面に記載しています

■ 申込み～名簿掲載までの流れ



■ 掲載期間 掲載日から2年間。以降の掲載については2年ごとの更新手続きが必要となります。

※掲載にあたってのご注意

- ・名簿掲載には条件があります。詳しくはすまいるネットHP内の要綱等をご参照ください。
- ・本システムは登録・認定制度ではありません。神戸市、(一財)神戸住環境整備公社、あるいは すまいるネットの登録事業者等を名乗る広報・営業活動を一切禁止いたします。
- ・本システムは「空き家等活用相談業務」の一環として行うものであり、事業者としての取引業務の受注等を約束するものではありません。
- ・本システムの趣旨に基づき、掲載を希望する事業者あるいは掲載事業者の行為に、市民に対する不誠実、あるいは事実と異なるとの疑義がある場合、掲載を拒否、または掲載を取り消します。

< 申込・お問合せ先 >

神戸市すまいの安心支援センター すまいるネット (山下/下枝)

〒653-0042 神戸市長田区二葉町 5 丁目 1-1 アスタくにつか 5 番館 2 階

電話 : 078-647-9904 (水曜、日曜、祝日定休)

FAX : 078-647-9912

E-mail : akiya@kobe-rma.or.jp ※社名変更に伴いメールアドレス変更

HP : <https://www.smilenet.kobe-sumai-machi.or.jp/>

